

京都市都市計画局総合評価落札方式（工事監理業務委託）に係る低入札価格調査取扱要領

令和2年7月31日決定

（目的）

第1条 本要領は、京都市都市計画局が実施する工事監理業務委託に関する総合評価落札方式について、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格で契約の申込みがあった場合に、その申込みをした者によりその価格によって当該契約の内容に適合した履行がされると認められるか否か（以下「履行の可否」という。）を調査し、その者を落札者とするものの可否を決定するために定めたものである。

（本要領を適用する対象業務）

第2条 本要領を適用する対象業務は、総合評価落札方式を採用する工事監理業務委託とする。

（対象業務の周知）

第3条 対象業務である旨の入札参加者に対する周知は、入札公告により行う。

（入札の取扱い）

第4条 最も高い評価値の入札参加者が調査基準価格を下回った場合には、落札決定を保留し、最も高い評価値の入札参加者（以下「調査対象者」という。）に対して調査を行うものとする。

2 調査対象者が調査に協力しない場合は、調査対象業務について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定するものとする。

（調査基準価格の算定基準）

第5条 本要綱における「調査基準価格」は、京都市行財政局財政部契約課所管条例・規則・要綱等にある「工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」において算定される、「最低制限価格」を読み替えて準用する。

2 前項の調査基準価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数（ランダム係数）を乗じないものとする。

（失格基準価格）

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、失格基準価格（調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額をいう。）を下回る価格で入札を行った場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定し、その入札を無効とする。

(調査)

第7条 調査は、契約担当課及び工事担当課の職員が共同して行う。

(調査項目等)

第8条 調査対象業務に応じて、おおむね次のような調査項目により、調査する。

- (1) その価格により入札した理由、積算の説明
- (2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
- (3) 当該業務付近における手持業務の状況
- (4) 過去に国及び地方公共団体等から受注・履行した工事監理業務委託の名称及び発注者
- (5) 経営内容等
- (6) その他の必要な事項

(提出資料)

第9条 第6条の調査を行うに当たり、調査対象者は、契約担当者があらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに、次に定める資料及びその添付資料を提出すること。

- (1) 当該価格により入札した理由（業務様式1）
- (2) 入札価格の内訳書（業務様式2）
- (3) 当該契約の履行体制（業務様式3）
- (4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況（業務様式4）
- (5) 配置予定技術者名簿（業務様式5）
- (6) 過去3年間に受注・履行した工事監理業務の名称及び発注者（業務様式6）
- (7) 補助担当技術者調書（第11条による）（業務様式7）
- (8) 再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
- (9) 過去2年間の決算関係書類（法人の場合は「決算書」の写し、個人の場合は「確定申告書（収支内訳書を含む。）」の写し）
- (10) その他、調査を行うに当たり、担当者が必要と認める資料

(履行の可否の判断等)

第10条 工事担当課の課長は、契約担当課長に対して、履行の可否についての意見を表明する。

契約担当課長は、工事担当課の課長の意見を参考にして、履行の可否について判断する。

(履行が可能と判断した場合)

第11条 調査の結果、調査対象業務について契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに当該調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(履行が可能と判断できない場合)

第12条 調査の結果、調査対象業務について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査対象者に入札を無効とする旨を通知し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も高い総合評価点の入札参加者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。ただし、次順位者の入札価格が、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格である場合は、その者について調査を行うものとする。

2 第7条から第11条までの規定は、第12条第1項ただし書の規定による調査について準用する。

(調査を経て契約を締結した場合の業務における付加要件)

第13条 調査を経て契約を締結した場合は、本業務の実施にあたり次の要件を付加するものとする。

- (1) 配置予定管理技術者とは別に、管理技術者の要件を満たす補助担当技術者を1名配置すること。

(調査対象業務の監督及び検査の強化)

第14条 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた調査対象業務については、重点的な監督及び検査を行うことにより、業務の適正な履行を確保するものとする。

別表第1（第4条関係）

調査項目	調査内容及び方法	調査の要否	履行の可否の判定基準
(1) 当該価格により入札した理由、積算の説明	ア 提出された積算内訳書により、当該入札価格で当該工事監理業務が良質な履行することが可能かを確認する。	調査必須項目	申出事実が確認されれば適当であると判断する。
	イ 再委託業者を予定している場合には、予定している履行体制図及びその再委託業者からの見積書等の提出を求め、再委託に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。また、必要に応じて、再委託業者に確認する。	再委託業者を予定している場合は、調査必須項目	申出事実が確認されれば適当であると判断する。
(2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	ア 技術者の配置については、以下のとおりとする。 (ア) 当該工事監理業務委託に係る技術者について、配置予定を確認し、他の手持の建設コンサルタント業務の状況との関係を確認する。 (イ) 予定技術者について、名簿の提出を求め入札者の雇用関係を確認する。 (ウ) 予定技術者については、入札公告又は入札公示後に入社させた者を配置していないかを確認する。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。
	イ 履行体制については、当該業務を履行するうえで、必要となる技術者が配置されているか確認する。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。
(3) 手持ちのコンサルタント業務	配置を予定する技術者ごとに、関連する手持業務の状況から、当該業務を遂行することが可能か確認する。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認

等の状況			されれば適当であると判断する。
(4) 過去3年間に受注・履行した工事監理業務の名称及び発注者	<p>ア 過去3年間に履行した業務の履行体制及び請負代金内訳書について2～3例の提出を求め、内容を確認する。また、必要に応じて、発注者に確認する。</p> <p>イ 本市発注の業務の実績があれば、成績評定点等を調査する。(成績評定点は、受注者には問わず、発注者自ら調査する。)</p>	調査必須項目	<p>提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。</p> <p>粗雑業務等がなくおおむね適正に履行されたことが確認されれば適当であると判断する。</p>
(5) 経営内容等	過去2年間の決算関係書類（法人の場合は「決算書」の写し、個人の場合は「確定申告書（収支内訳書を含む。）」の写し）の提出を求める。	調査必須項目	提出された資料及び事情聴取等の内容が確認されれば適当であると判断する。